

介護老人保健施設日和の里 短期入所療養介護

利用料金一覧表

入所利用料（1日あたり）

*地域区分：大津市（5級地 10.45）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
在宅強化型 個室	(794単位) 830円	(867単位) 906円	(930単位) 972円	(988単位) 1,033円	(1044単位) 1,091円
在宅強化型 多床室	(875単位) 915円	(951単位) 994円	(1014単位) 1,060円	(1071単位) 1,120円	(1129単位) 1,180円

*1. 上記の基本料金に加え、施設体制加算として加算利用料の内、（*1）印の料金をご利用の皆様より頂戴します。
*2. 2階 認知症専門棟をご利用の場合、*1. の更に（*2）印の料金を頂戴します。

食費・居住費（1日あたり）

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階（標準額）
食費標準負担額	300円	600円	1,000円	1,300円	1,460円
居住費（個室）	490円	490円	1,310円	1,310円	1,640円
居住費（多床室）	負担なし	370円	370円	370円	370円

*第1～第3段階は、介護保険負担限度額認定証の交付を受けている利用者様の負担額です。

加算利用料（サービス利用該当の方のみ加算となります）

送迎加算	(184単位) 193円	片道	送迎をご希望の場合、片道につき1回当りの利用料として頂戴します。
サービス提供体制加算Ⅱ（*1）	(18単位) 19円	1日	介護職員の総数の内、介護福祉士の割合又は経験年数のある介護福祉士が厚生労働大臣の定める基準以上配置している場合に加算されます。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	(46単位) 48円	1日	厚生労働大臣が定める在宅復帰・在宅療養支援機能強化体制基準を満たす場合に算定されます。
夜勤職員配置加算（*2） *2F ご利用者のみ	(24単位) 25円	1日	厚生労働大臣が定める夜勤職員配置基準を満たす為、算定されます。
認知症ケア加算（*2） *2F ご利用者のみ	(76単位) 80円	1日	厚生労働大臣が定める認知症ケアを適切に行うことができる基準を満たす為、算定されます。
個別リハビリテーション実施加算	(240単位) 251円	1日	利用期間中にリハビリテーションを実施した場合に加算されます。
若年性認知症入所者受入加算	(120単位) 126円	1日	若年性認知症の方に対し介護保健施設サービスの提供を行った場合に算定されます。
療養食加算	(8単位) 9円	1食	療養食を提供した場合に算定します。
重度療養管理加算	(120単位) 126円	1日	要介護4または5で厚生労働大臣が定める疾患に対し医学的管理を利用中に実施した場合に算定されます。
総合医学管理加算	(275単位) 288円	1日	厚生労働大臣が定める基準に従い、居宅サービス計画において予定されず短期入所の受入れを行った場合、7日を限度として算定します。
緊急時治療管理加算	(518単位) 541円	1日	病状が重篤となり緊急的に治療管理を行った場合に1月の内3日を限度に算定されます。

特定治療	診療報酬点×10円		やむを得ない事情により施設で行う医療行為に要した費用に診療報酬に準じて算定されます。
特定短期入所療養介護費 3時間以上4時間未満 4時間以上6時間未満 6時間以上8時間未満	(650単位) 680円 (908単位) 949円 (1269単位) 1327円	1日	日帰りで短期入所をご利用した場合に算定されます。 常時、看護職員による観察を必要とする難病等を有する重度の方、またはがん末期等の方を対象としています。
介護職員処遇改善加算 特定介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定報酬単位 ×0.039% ×0.021% ×0.8%	1月	厚生労働大臣が定める基準により、介護職員に対する賃金改善等を実施している場合に算定されます。

自費利用料（その他の日常生活費、及びサービス利用料）

日常生活品費	290円	1日	利用者様個人で使用されるタオル、バスタオル、シャンプー、剃刀など必要な物の費用として頂戴します。
教養・娯楽費	180円	1日	利用者様が行う書道、手芸、工作、カラオケ等、教養娯楽の為に要する費用として頂戴します。
電気代	50円（1品目につき）	1日	テレビ、ラジオ、電気毛布、電気髭剃、携帯電話充電器など電気製品を使用される場合に頂戴します。
クラブ、レクリエーション活動費	実費	1回	クラブ、レクリエーションなどをご希望により個別で実施した際、頂戴します。
健康管理費	実費	1回	インフルエンザワクチンなど接種された際に費用を頂戴します。
文書作成料	1,500円～	1通	一般診断書、他事業所への情報提供用、死亡診断書などを作成した際に頂戴します。
その他 立替費用	実費	1品	利用者様個人で使用される保湿剤、電池などの私物を施設が立替払いをした際に頂戴します。

*上記の金額は介護保険負担割合 1割の場合を示しています。負担割合が2割以上の方の場合は、その割合の率に応じた額を頂戴いたします。

*上記の金額は1日あたりの金額ですが、実際の清算時には端数処理により若干の差異が生じます。また消費税が加算される利用料もございますので御了承ください。

*日用品費、その他教養娯楽費等の費用については、利用時の心身の状況によりご相談いただく場合もございます。